平成２１年（フ）第１１１号
長野県佐久市望月998番地１
破産者　株式会社カクマ
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１４３号
岐阜県中津川市蛭川2540番地
破産者　夏目　和麿
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２６０号
東京都豊島区池袋１丁目８番５号
破産者　エフ・ミックスコーポレーション株式会社
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７号
愛知県知多郡武豊町字明神戸９番地３　大阪富士工業寮518号
破産者　髙橋　茂行
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６号
愛知県刈谷市東刈谷町１丁目12番地10
破産者　株式会社エスジーエム
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６８号
名古屋市緑区大形山110番地　ホリホックマンション滝ノ水201号
破産者　ことぶきやこと　小川　定治
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２０９号
名古屋市南区寺崎町５番17号
破産者　有限会社ボンゾ
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３２０号
名古屋市緑区清水山１丁目1402番地
破産者　システム東海株式会社
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３２１号
名古屋市緑区野末町603番地
破産者　エフエー板金有限会社
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０６号
京都府八幡市八幡土井108番地15　アルカーサル204号
破産者　有限会社クリスタル
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８２２号
神戸市北区惣山町４丁目13番地の７
破産者　遠近　　覺
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７８号
北九州市小倉北区黒住町６番１号
破産者　株式会社総建リビング
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６１号
鹿児島県鹿児島市新栄町16番22号
破産者　有限会社和光警備保障
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２４２５号
北海道千歳市美々758―157、商業登記簿上の本店所在地北海道北広島市大曲幸町１丁目８番地５
破産者　株式会社ユニックス北海道
１　決定年月日　平成22年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８８号
石川県かほく市七窪ロ１番地、商業登記簿上の本店所在地石川県河北郡津幡町字能瀬井18番地19
破産者　有限会社ブラウンシュガー
１　決定年月日　平成22年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６０号
岐阜市山吹町５丁目13番地２
破産者　野々村　隆
１　決定年月日　平成22年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
岐阜県関市津保川台１丁目４番13号、住民票上の住所岐阜市長良2805番地
破産者　村瀬　豊志
１　決定年月日　平成22年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５８号
静岡県熱海市紅葉ガ丘町21番10号
破産者　株式会社熱海第一水産
１　決定年月日　平成22年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
愛知県清須市朝日貝塚125番地
破産者　有限会社晃栄技研
１　決定年月日　平成22年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５４２号
和歌山市中439番地の３
破産者　株式会社興成工業
１　決定年月日　平成22年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２４６号
岡山市東区西大寺川口46番地21、破産手続開始決定時の住所岡山市東区西大寺南２丁目３番24号
破産者　藤原　里子
１　決定年月日　平成22年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８号
広島県三原市古浜３丁目５番８号
破産者　有限会社今井塗装店
１　決定年月日　平成22年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係